

支援・補助要件

診断 改修 建替

支援対象住宅について			
昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建築された木造住宅であること	○	○	○
木造2階建て以下の一戸建ての住宅であること ただし以下の場合は対象外です ・延床面積の1/2以上が住宅以外の用途の場合 ・昭和56年6月1日以降着工の増築部分の延床面積が全体の1/2以上の場合 ※改修・建替については、一部補助対象とならない場合がありますので、町へお問い合わせください	○	○	○
在来軸組工法、伝統的構法及び枠組壁工法により建築された住宅であること（一部の独自の工法を除く）	○	○	○
賃貸を目的としないもの	○	○	○
耐震診断の結果、上部構造表点の最小値が1.0未満であること		○	○
支援対象者について			
支援対象住宅の所有者又は支援対象住宅の所有者の3親等以内の親族 かつ補強計画策定済み耐震改修、耐震建替えに係る契約者（耐震改修・耐震建替えの場合）	○	○	○
国税、都道府県税及び市区町村民税を滞納していない方 （支援対象者が所有者以外の場合は、支援対象住宅を所有する方も含む）	○	○	○
過去に耐震診断支援、補助金の交付を受けていない方	○	○	○
未着手の事業であることについて			
契約をしていないこと		○	○
事業着手していないこと		○	○
改修、建替え後の住宅について			
改修後の住宅は、上部構造評点が1.0以上であること		○	
耐震診断の結果が判明する前に建築確認申請を行っていないこと		○※	○
工事完了後、速やかに検査済証が交付されること			○
設計及び工事監理は建築士が行うこと			○
新築する住宅は支援対象住宅の所有者又は当該所有者の3親等以内の親族の所有となること			○
既存の住宅と同一敷地内の建替えであること			○
新築する住宅は省エネ基準に適合すること			○
その他			
年度内に事業が完了すること	○	○	○
支援対象住宅に居住予定であること	○	○	○

※ 確認申請が必要な場合